

Q

**速報！令和5年度の税制改正大綱 生前贈与『7年前』課税の具体例**

前回質問しました源元気（仮名）です。  
前回の税制改正大綱の生前贈与『7年前』の仕組みはよく分かりました。  
今後の具体的な対応策があれば教えてください。

A  
まずは、源さんに長生きして頂き、計画的な生前贈与を実行することです。  
その上で、今回の改正（7年前贈与加算）に該当しない贈与年分は、令和5年分（1月1日～12月31日）のみとなりますので、年内の贈与をお勧めします。

**【前回のおさらい】**



**『解説』**

大綱での記載は「令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する」とあります。つまり、令和5年12月31日までの贈与により取得する財産に係る相続税については従前どりの扱いということになります。

**改正の影響を受けるのは令和6年1月1日以後の贈与**になります。そして相続開始日が令和9年1月1日以後は加算期間が順次延長されることとなります。**加算期間が最長7年になるのは、相続開始日が令和13年1月1日以後の場合**となります。

例えば、以下の条件で考えてみましょう。

- ①令和5年12月28日に現金110万円
- ②令和6年1月10日に現金110万円
- ③死亡日が令和9年1月15日とした場合



- ①の贈与⇒令和5年12月31日までの贈与であるため、現行制度での扱いとなり、加算対象外となります。
- ②の贈与⇒令和6年1月1日以後の贈与であるため、改正後の扱いに準拠します。

②は7年以内に該当するため加算対象となり、100万円控除の特別ルールが適用され、10万円のみが相続財産に加算されることとなります。

結論として、**令和5年分の贈与であれば今回の改正の影響を受けません。**

また、改正後の4年前～7年前までの3年間の加算については、特別ルールとして100万円の控除がありますので、毎年100万円の贈与であれば、今回の改正によって相続財産に加算されることはありません。